

役員報酬規程

社会福祉法人 東の会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東の会（以下「当法人」という）定款の規定に基づき、理事、監事及び評議員の報酬等について定めるものとする。

2 この規程において、定款に定める理事、監事及び評議員のほか、定款に定める評議員選任・解任委員会委員、苦情解決マニュアルに定める第三者委員、利用者と利用者の家族の会会則に定める役員、その他理事長の指示又は理事会の委任を受けて会議等に出席する者（以下「役員等」とする）にも適用する。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員等に支給する報酬は、次のとおりとする。

(1) 日額 12,480円（源泉徴収税を含む）

2 従業員兼務役員の報酬については、従業員としての支給がある場合にはこれを優先し、重複して支給しない。

3 報酬の支給は、当法人の従業員である場合を除きその都度支給する。

4 役員等が職務のため出張したときは、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる

(従業員兼務役員等の報酬)

第3条 役員等が法人の経営する事業の従業員を兼務している場合、その兼務する従業員の雇用内容により、給与規定により給与として支給する。

(協議事項)

第4条 この規程に定めのない事項については、評議員会の議決を経て決定する。

(規程の変更)

第5条 この規程を変更する場合は、評議員会の議決を経て決定する。

付 則

1. この規程は、平成21年4月1日より施行する。
この規則は、平成27年6月1日より一部変更して施行する。
この規則は、平成29年4月1日より一部変更して施行する。
この規則は、平成30年1月18日より一部変更して施行する。